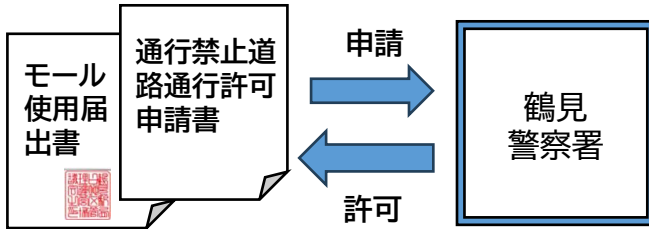


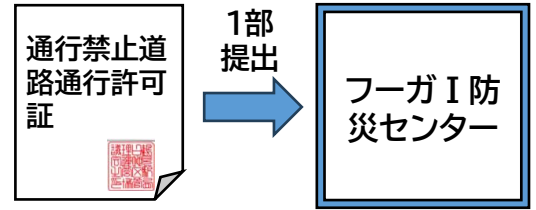
車両通行許可書の届出・車両許可エリア

【手順① 許可申請】



警察署への許可申請にはフーガ I 防災センターのモール使用届書(次頁参照)の添付が必要です。
※警察の使用許可は1週間程度かかります。

【手順② 防災センターへ提出】



警察からの使用許可証を1部防災センターへ提出して下さい。
許可証は当日、車両のフロントガラスに掲出してください。

西友駐車場



西口モールは歩行者用通路ですので荷物の積み下ろしの際は、歩行者の安全に十分注意願います。エレベータは西友のお客様との共用です。公会堂利用は西友の立体駐車場を割引でご利用になれますので駐車券を窓口にお持ち下さい。

(鶴見西口モール)

フーガ I
防災センター
(045) 571-6111

西友 2F フロア

EV



(西口)

⊗ ⊗ ⊗ ⊗ 車止め

JR鶴見駅

→川崎

モール使用届出書

鶴見駅西口地区管理運営協議会

会長 山田 泰美 様

送 出 者

住 居

氏 名

使 用 目 的	
使 用 場 所	
使 用 期 間	見本
費 用 事 項	
方	
貼 付 書 類	<input type="checkbox"/> 道路占用許可書 <input checked="" type="checkbox"/> 道路使用許可書
<p>① 事前に関係機関(鶴見土木事務所、福祉センター生活衛生課、鶴見消防署等)に届出を出して下さい</p> <p>② ツルミフーガ1管理組合に申請し、「モール使用届出書」に 印 をもらってください。状況により不許可の場合があります。</p> <p>③ 「モール使用届出書」に「印」をもらった場合は、鶴見警察署に道路使用許可申請書と一緒に提出してください。</p>	

用紙はフーガ I ビルの防災センター(西友2F)で発行します。
※平日 9時～午後5時

警察署への通行許可証申請時に添付が必要です。

許 可 月 日	許 可 印

年 月 日			取 締 号	
署 長 官	副 署 長 官	次 長	課 長	係 長

※有料
申請時に手数料がかかります。

取締様式第一の三 (第五条関係)

通行禁止道路通行許可申請書

年 月 日

警 察 署 長 殿

住 所

申 請 者 氏 名

電 話

住 所

主たる運転者

氏 名

車 両 の 種 類		番 号 標 に 表 示 され ている 番 号	
運 転 の 期 間	年 月 日	時 から	年 月 日 時 まで
通 行 し よ う と す る 通 行 禁 止 道 路 の 区 間			
や む を 得 な い 理 由			

第 号

通行禁止道路通行許可証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

モール車止め施錠方法

西口モールの車止めの鍵は、当日朝、防災センターで開錠します。

荷物の積み下ろし中は、道路通行許可証をフロントガラスに掲出して下さい。



枠の内側に施錠



枠の外側はNG



注) 歩行者の安全のため、モールの車止めの南京錠は枠の内側にし施錠して下さい。